

【 検 査 】

２１２ 関節リウマチの疑い又は診断時に対する抗核抗体（蛍光抗体法）定性等の算定について

《令和６年６月２８日》

○ 取扱い

次の場合の関節リウマチに対するD014「５」抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量又は「７」抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）の算定は、原則として認められる。

- (1) 疑い
- (2) 診断時

○ 取扱いを作成した根拠等

抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量又は抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）は、膠原病の診断等に広く用いられる検査であり、関節リウマチも膠原病の一種である。

また、関節リウマチの診断においては、さまざまな疾患の除外診断を行う必要がある。

以上のことから関節リウマチの疑い、又は診断時におけるこれらの検査の算定は、原則として認められると判断した。